

発 監 第 9 号
平成28年7月19日

北 栄 町 長	松 本 昭 夫	様
北 栄 町 議 会 議 長	井 上 信 一 郎	様
北栄町教育委員会委員長	福 光 純 一	様
北栄町農業委員会会長	濱 坂 良 男	様

北栄町監査委員 音 田 勝 正

北栄町監査委員 津 川 俊 仁

平成28年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 平成28年5月18日（水）、19日（木）

2 監査対象 全 課

3 監査概要

（1）平成27年度補助金状況について

各課から状況調書、実績報告書（控）、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。

（2）町有財産の固定資産台帳整備状況について

担当課から固定資産台帳の一部を提出させ、台帳整備状況を聴取するとともに、残存耐用年数の短い構築物を視察し管理状況を聴取。

4 監査意見

(1) 補助金状況について

ア 北栄町社会福祉協議会補助金

補助対象のうち人件費について、平成 27 年度の交付基準は上限額を 11,848,000 円と定め、地域福祉課 2 名の給与支給額の合計と比較し、いずれか低い金額を交付する、としている。その 2 名分の積算内訳は、地域福祉課長と地域福祉係長の給与の合計額であり、上限額を上回っていたため、11,848,000 円が交付されていた。

社会福祉法第 6 条の規定を受けて、地域福祉の推進を目的とする事業の企画、実施、調査、普及宣伝、連絡、調整及び助成、又は活動への住民参加の援助や事業の健全なる発展を図るために必要な経費に対して、補助金を交付している。その担当課は、地域福祉課である。

対象事業としては、社会福祉法第 109 条に掲げる、「住民参加を進める事業」及び「住民参加による事業」（非営利事業）と考えられる。社会福祉協議会は他にも、受託事業、介護保険事業、共同募金への協力、生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援、歳末訪問、激励金品の配布等多数の事業に取り組んでいる。

交付額の推移を見ると、平成 23 年度から平成 27 年度は同額の 11,848,000 円であるが、それ以前 3 年間は 100 万円多い 12,848,000 円である。平成 22 年度から平成 23 年度への減額理由は査定結果によるところであるが、調整方法の根拠を明文化した査定資料等は不明である。補助金の変更及び改正が厳正な手続きのもとに行われたかどうか疑問である。

人件費に対する補助であることから、より一層具体的な補助金交付要綱が必要ではないか。2 名分の給与の補助であれば、事業に携わっている地域福祉課全員の平均値と従事比率等により調整するなど、根拠を明らかにすべきである。これにより、補助金の変更、改正、予算の積算が厳正な手続きのもとに行われ、その過程で適正にチェックされることにもなる。補助金交付要綱は作成することが望ましいのではなく、作成されなければならないものである。

また、上限額の見直しも検討すべきではないか。町職員の給与と同様に、ベースアップ、定期昇給による増額も視野に入れた積算基準を加味したものが求められると考える。

その他の補助金交付要綱についても、運用面でより効果的で公平な結果につながるよう、住民目線で細部にわたり検討していただきたい。

イ 自治会総合交付金（自主防災組織育成交付金）

町主催の総合防災訓練の実施時における参加自治会についても、1世帯当たり300円（年間上限5万円）の交付対象にしているが、案内文書に明記されていないため、請求未済の自治会が見受けられる。自治会独自で実施する防災対策等の資金源にもなることから、口頭説明にとどまらず、文書で表示すべきだと考える。

ウ 地域の自立・活性化活動支援事業交付金

（グリーン・ツーリズム研究会 宿泊及び農産物の収穫体験）

事業費に対する交付金の上限額は10万円で、ここ数年の参加者は、湖南省の住民である。参加費は小学生以下5,000円、中学生以上6,500円で募集を行っている。

収支報告書によれば、民泊協力先には一律1泊2食付きで一人当たり5,000円を支払っており、中学生以上の参加費6,500円のうち、残りの1,500円は収穫体験先の農家の謝金に充当されている。

この事業に対する補助金支給要綱では、講師に対する謝金及び交通費は支給対象となっており、「一部補助」といった規定もないため、農家の謝金は全額支給すべきではないか。

また、スケジュール表によると、初日の北栄町到着時に昼食をはさみオリエンテーションを実施し、二日目（最終日）は昼食をはさみ意見交換会を行っている。収穫体験以外にも「青山剛昌ふるさと館」に有料で入館している。これらの入館料及び食事費用は全て企画主催者の全額負担であるが、報告書には記載がない。

このような内容の事業に伴う参加者の食費及び入館料も支給対象とする要綱に改正できないものか。

実際、事業に要した直接必要な費用の全額を報告していただき、事業の趣旨を町が理解・判断し、上限額の範囲で補助していただきたい。改正できないのであれば、「民泊料金以外の費用は無料」の募集チラシにできないか。

エ 生徒派遣費補助金

中学生が運動部の大会で中国大会または全国大会に出場した場合、生徒と外

部指導者に対して交通費及び宿泊費が交付されている。日程や勝敗によって宿泊せざるを得ない場合もあるが、同行している外部指導者に報償費的な支出はない。

ボランティアとして日ごろから協力していただいているが、優秀な成績につながり、選手及び家族にとっては貴重な経験を積むことになっていると思う。しかし、外部指導者にとっては負担が増えていることも事実ではないか。何らかの形で、その恩に報いる施策をとるべきだと思う。

（２）町有財産の固定資産台帳整備状況について

固定資産台帳は外部業者により作成を行ったところであるが、平成 28 年度は台帳整備の最終年度になるため、各課で再度確認及び精査を行い、正確な台帳作成に努めること。

以上